

平成十七年厚生労働省令第四十四号

厚生労働省の所管する法令に基づく
民間事業者等が行う書面の保存等における
情報通信の技術の利用に関する省令

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百九十九号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項、第五条第一項、第六条第一項並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十六年政令第八号）第二条第一項並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を次のように定める。

（趣旨）

第一条 民間事業者等が、厚生労働省の所管する法令に係る保存等を、電磁的記録を使用して行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条 この省令において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、別表第一の一から三までの表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存とする。

（電磁的記録による保存）

第四条 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれら表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合並びに別表第一の四の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる電磁的記録による保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読

み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等が、法第三条第一項の規定に基づき、別表第一の三の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、前項第二号に掲げる方法により行わなければならない。

3 民間事業者等が、第一項各号の規定に基づき別表第一の一の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

4 民間事業者等が、第一項各号又は第二項の規定に基づき別表第一の二若しくは四又は三の表に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

二 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することはできる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

三 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

5 別表第一の一の表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の保存につき、同一内容の書面を二以上の事務所等（書面又は電磁的記録の保存が義務付けられている場所をいう。以下同じ。）に保存をしなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え付けた電子計算機の映像面に表示し、及び書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとみなす。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）
第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成とする。

（電磁的記録による作成）

第六条 民間事業者等が、法第四条第一項の規定に基づき、別表第二の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

（作成において氏名等を明らかにする措置）

第七条 別表第二の下欄に掲げる書面の作成において記載すべき事項とされた署名等に代わるものであつて、法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）とする。

（法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

（法第六条第一項の主務省令で定める交付等）

第十条 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、別表第四の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる書面の交付等とする。

（電磁的記録による交付等）

第十一条 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、別表第四の一及び二の表の上欄に掲げる法令のこれら表の下欄に掲げる書面の交付等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ 又はロに掲げるもの
イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機と

を接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 民間事業者等が、前項各号の規定に基づき別表第四の一の表に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行う場合は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるようにしなければならない。

（電磁的方法による承諾）

第十二条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

（監事の意見書）

第十三条 別表第五の上欄に掲げる法令に基づく同表の下欄に掲げる電磁的記録は、同表の下欄に掲げる規定による添付を行うべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものである。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一から第四のうち石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）に係る部分については、同規則の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年三月三十一日厚生労働省令第七〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一月二十四日厚生労働省令第一六四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附則（平成一七年二月二十六日厚生労働省令第一七三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年一月五日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年一月二十七日厚生労働省令第九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成十七年改正法」という。）及び臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部

を改正する政令の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第七九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年三月三十一日厚生労働省令第九二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一八年八月二日厚生労働省令第一四七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成十八年九月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この省令の施行の日前にした行為及び附則第四条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月二三日厚生労働省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二七日厚生労働省令第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第三九号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一九年五月二二日厚生労働省令第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一九年二月二八日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

附則（平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月一九日厚生労働省令第三八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第七七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月二八日厚生労働省令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 整備法第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされた特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）の業務の監督については、第四十八条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一の表一厚生労働大臣の所管に属する公

益法人の設立及び監督に関する規則（平成十二年厚生省・労働省令第三号）の項の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年二月六日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

（経過措置）

第三十八条 既存一般販売業者及び既存薬種商については、この省令による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令別表第一の表一及び別表第二の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年三月二日厚生労働省令第二三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附則（平成二二年三月三〇日厚生労働省令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日厚生労働省令第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年五月二九日厚生労働省令第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則（平成二二年八月二八日厚生労働省令第一三八号）抄

（施行期日）

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二八日厚生労働省令第一六八号）抄

（施行期日）

（介護予防通所介護に関する経過措置）
第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

一から四まで 略
 五 旧情報通信技術利用省令の規定（介護予防通所介護計画に係る部分に限る。）
附 則（平成二十七年四月一五日厚生労働省令第九十四号） 抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第一条のうち労働安全衛生規則の目次の改正規定（「安全衛生改善計画（第八十四条）」を「特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画（第八十四条―第八十四条の二）」に改める部分を除く。）、同令第十四条第一項の改正規定、同令第一編第六章第一節の三の節名の改正規定、同令第五十二条の二第一項の改正規定、同章第二節中同令第五十二条の九を同令第五十二条の二十二とする改正規定、同章第一節の三の次に一節を加える改正規定、同令第六百六十二条の四の改正規定及び同令様式第六号の次に一様式を加える改正規定、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次項の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成二十七年八月五日厚生労働省令第二十九号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。
附 則（平成二十七年八月三一日厚生労働省令第一三四号） 抄
附 則（平成二十七年九月二九日厚生労働省令第一四九号） 抄
第一条 この省令は、平成二十七年九月三十日から施行する。

（介護予防通所介護に関する経過措置）
第四条 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定はなおその効力を有する。

附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第五十三号） 抄
 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第六十七号）
 この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第七十三号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日厚生労働省令第七十八号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年四月二〇日厚生労働省令第九十六号）
 この省令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年四月二日）から施行する。

附 則（平成二八年一〇月三一日厚生労働省令第一六四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年一二月二一日厚生労働省令第一六八号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八〇号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八一号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八二号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年七月三一日厚生労働省令第八四号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年九月一五日文部科学省・厚生労働省令第三号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成二九年九月十五日から施行する。

附 則（平成二九年九月二二日厚生労働省令第九十四号）
 この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成二九年一〇月二六日厚生労働省令第一二六号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一七号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三〇号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三一号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年七月二七日厚生労働省令第九三号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、医療法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第五十七号。附則第三条において「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年九月七日厚生労働省令第一二二号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
第四条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年一月三〇日厚生労働省令第一四〇号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二八日厚生労働省令第一五三号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）
第六条 この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年二月二二日厚生労働省令第一七号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成三一年三月二五日厚生労働省令第二九号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月五日厚生労働省令第四二号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第三十六号。以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年九月六日）から施行する。

附 則（令和元年九月二七日厚生労働省令第五一号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年九月三〇日厚生労働省令第五七号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、水道法の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

附 則（令和二年二月一三三三日厚生労働省令第一五五号） 抄
 （施行期日）
第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号）第四条（寛せい、剂取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第九条第一項第二号の改正規定を除く。）の規定の施行の日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第六十三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則（令和二年三月三十一日厚生労働省令第六十六号）抄

この省令は、労働基準法の一部を改正する法律（令和二年法律第十三号）の施行の日から施行する。

附則（令和二年五月一日厚生労働省令第一〇〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年六月三〇日厚生労働省令第一三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年七月一日厚生労働省令第一三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中石綿障害予防規則第六条の二の改正規定並びに附則第三条第二項及び第六条の規定 令和二年十月一日

二 略

三 第二条及び第六条の規定 令和五年十月一日

（罰則に関する経過措置）

第六条 この省令（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条及び第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和二年八月三十一日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三

号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

附則（令和二年一〇月九日厚生労働省令第一七〇号）抄

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則（令和二年二月二五日厚生労働省令第二〇八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年一月二六日厚生労働省令第一二二号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

附則（令和三年一月二九日厚生労働省令第一五五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の附則第一条第二号に規定する規定の施行の日（令和三年八月一日）から施行する。

附則（令和三年三月二六日厚生労働省令第六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年三月三十一日厚生労働省令第八〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

附則（令和三年四月二八日厚生労働省令第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年八月一日から施行する。

附則（令和三年五月一八日厚生労働省令第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和三年十二月一日から施行する。

附則（令和四年一月一三日厚生労働省令第三三三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、令和五年十月一日から施行する。

附則（令和四年一月一九日厚生労働省令第八八号）抄

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附則（令和四年四月一日厚生労働省令第七五五号）抄

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附則（令和四年五月三十一日厚生労働省令第九九一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、第四条、第六条、第八条、第十条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第五条 附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月二八日厚生労働省令第一七四号）抄

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和五年二月二六日厚生労働省令第一六一号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年二月二七日厚生労働省令第一六五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年二月二五日厚生労働省令第一六六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第六条、第十六条及び第二十条並びに附則第七条の規定は、同年六月一日から施行する。

附則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六五五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

健康保険法第七十一条第一項の規定による（大正十一年法帳簿の備付け）
（第七十号）

労働基準法第五十七条第一項の規定による戸（昭和二十二年籍証明書の備付け）
法律第四十九号第五十七条第二項の規定による学

校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書の備付け

第九十九条の規定による雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存

職業安定法第三十二条の十五（第三十三号）
（昭和二十二年第四項、第三十三号の二第七項及び法律第四百四十三号の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿書類の備付け

第三十三号の三第三項において読み替えて準用する第三十二条の四

第二項の規定による書類の備付け

食品衛生法第三十九条第一項の規定による財（昭和二十二年務諸表等の備置き）
法律第二百三十四号の四十四号の規定による帳簿の備え及び保存

墓地、埋葬等第十五条第一項の規定による図に

に関する法律面、帳簿又は書類等の備付け

（昭和二十三年第十六条第一項の規定による埋葬法律第四十八号）
許可証、火葬許可証又は改葬許可証の保存

大麻取締法第十六条の二第一項の規定による（昭和二十三年帳簿の備付け）
法律第二百三十四号の二第二項の規定による帳簿の保存

旅館業法（昭和第六号）
第六号第一項の規定による宿泊者名簿の備付け

和二十三年法律第三百三十八号）

消費生活協同第二十五条の二第二項による組合組合法（昭和員名簿の備置き）
二十三年法律第二十六号の五第一項による定款及び規約の備置き

第二十二号）

第二十二号）

第二十二号）

第二十二号）

第二十二号）

律第五百十五号)	労働災害防止第二十六条第一項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。第三十九年法律七〇）の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の備置き	炭鉱災害による第五項第四項の規定による健康診断に関する記録の保存	一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）	社会保険労務第十九条第一項（第二十五条の二士法（昭和四十）において準用する場合を含む。十三年法律第九十九号）	第十九条第二項（第二十五条の二十）において準用する場合を含む。）の規定による帳簿及びその関係書類の保存	第二十五条の二十五第一項において準用する会社法第六百七十七条第四項の規定による計算書類の保存	第二十五条の二十五第二項において準用する会社法第六百七十二条第一項、第二項及び第四項の規定による帳簿資料の保存	職業能力開発第六十八条第一項（第九十条第一項において準用する場合を含む。） 促進法（昭和四十四年法律第六十四号） 四十四年法律の規定による決算関係書類の備置き	労働保険の保第二十四条の規定による帳簿の徴収等備え	険料の徴収等備え	に關する法律第三十六條の規定による帳簿の（昭和四十四年法律第八十四号）	建築物におけ第七條の十第一項の規定による財 衛生的環境諸表等の備付け の確保に關する第七條の十四の規定による帳簿の法律（昭和四十五年法律第九條の十一の規定による帳簿の第二十号）	備付け			
第十條の規定による帳簿書類の備付け	高年齢者等の第三十八條第三項の規定により適用される職業安定法第三十二條の二に關する法律十五の規定による帳簿書類の備（昭和四十六年法律第六十八号）	第三十八條第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	第四十五條において準用する第三十八條第三項の規定により適用される職業安定法第三十二條の二の規定による帳簿書類の備付け	第四十五條において準用する第三十八條第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	第四十五條において準用する第三十八條第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	労働安全衛生第五十條第一項（第五十三條の二、第五十四條、第五十四條の二、第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の備置き	第三十三條第一項の規定による書類の保存	第三十三條第二項の規定による帳簿の保存	第三十三條第三項の規定による帳簿の保存	作業環境測定第三十二條第三項において準用する法律第五十條第一項（昭和五十年法律第二十号）	第四十三條の規定による帳簿及び書類の保存	労働者派遣第三十七條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	業の適正な派遣元管理台帳の保存	営の確保及び第四十二條第二項の規定による派遣元管理台帳の保存	保護等に関する	
る法律（昭和六十年法律第八十八号）	社会福祉士及第七十七條（第三十七條、第四十一條及び介護福祉士第三項及び第四十三條第三項に法（昭和六十）において準用する場合を含む。）の二年法律第三十三條の規定による帳簿の保存	食鳥処理の事第三十條の規定による帳簿の備え	食鳥の規制及び付け及び保存	食鳥検査に關する法律（平成二年法律第七十号）	臓器の移植に第十條第二項の規定による記録の關する法律保存	附則第八條の規定による記録の保存	精神保健福祉第七十七條（第三十七條において準用する法律第九十九號）の規定による帳簿の備付け及び保存	確定給付企業法第九十條第二項の規定による確定給付年金法（平成付付企業年金の事業及び決算に關する法律第三十三條報告書の備付け五十号）	健康増進法第三十五條第六項の規定による帳簿（平成十四年法律第九十號）の備え及び保存	石綿による健康第三十八條第三項において準用する法律第三十八條第三項の徴収等に關する法律第三十六條の規定による（平成十八年法律第九十號）	競争の導入に第三十三條第五項の規定による帳簿の公共サー簿の保存	公認心理師法第七十七條（第三十八條において準用する法律第六十八號）の備付け及び保存	食鳥処理の事第十四條第一項の規定による財務報告書の備付け	食鳥検査に關する法律第八十八條の規定による帳簿の備え及び保存	政令第五十二号）	
健康増進法の附則第二條第三項の規定による書類の備え及び保存	一部を改正する法律（平成三十一年法律第七十八号）	健康保険法第三十三條第三項（第六十條において準用する場合を含む。）の規定による會議録の備付け	健康増進法の附則第二條第三項（第六十條において準用する場合を含む。）の規定による報告書の備付け	食品衛生法第二十七條第一項の規定による財務報告書の備置き	行令（昭和二十八年政令第三十一條）の規定による帳簿の備え及び保存	二百二十九号）え及び保存	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十六年政令第十一号）	勤労者財産形第二十八條の十第三項の規定による成促進法施行の會議録の備付け	令（昭和四十三年政令第三十二号）	国民年金基金第四條第三項の規定による會議録令（平成二年）の備付け	政令第三十四條第三項の規定による會議録の備付け	第十七條第一項の規定による加入員に關する原簿の備付け	第二十八條第二項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の備付け	食鳥処理の事第十四條第一項の規定による財務報告書の備置き	食鳥検査に關する法律第八十八條の規定による帳簿の備え	令（平成三年）政令第五十二号）

確定給付企業年金法施行令の備付け (平成十三年政令第百二十条第一項の規定による加入令第四百二十者に関する原簿の備付け 四号)	国家戦略特別区域法施行令者名簿の備付け (平成二十六年政令第百九十九号)	健康保険法第三十四条の規定による書類の 行規則(大正保存 十五年内務省第百四十四条の規定による計算書 令第三十六号)	船員保険法第二十条の規定による書類の保存 行規則(昭和第百八十四条の規定による計算書 十五年厚生省の備付け 令第五号)	職業安定法第三十二条第七項の規定による帳 行規則(昭和簿書類の備付け 二十二年労働 省令第十二号)	と畜場法施行第三條第一項第七号イの規定によ 規則(昭和二の水質検査の結果を証する書類の 十八年厚生省保存 令第四十四号)	厚生年金保険第二十六条の規定による保険料の 法施行規則控除に関する計算書の備付け (昭和二十九年第二十八條の規定による厚生年金 厚生省令第三三保 險に関する書類の保存 十七号)	労働者災害補償 保険法施行に 関する書類の保存 規則(昭和三十 年労働省令 第二十二号)	医薬品、医療 器械等の品質、 有効性及び安全 性の確保等 に関する法律 施行規則(昭
--	---	---	--	--	---	---	---	---

和三十六年厚生省令第一号)の保存	第十四条第四項(第百二十二条及び第百四十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。)から第六項までの規定による書類の保存	第八十七條第二項第二号の規定による書類の写しの保存	第八十九條第二項第二号の規定による書類の写しの保存	第九十一條の三第二項第二号の規定による書類の写しの保存	第九十八條の二第三項(第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八條の二第四項第五号(第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存及び報告	第九十八條の二第五項第二号(第九十八條の三において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存	第九十八條の二第六項(第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八條の二第七項(第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存	第九十八條の六第三項(第九十八條の七において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八條の六第四項第五号(第九十八條の七において準用する場合を含む。)の規定による記録の保存及び報告	第九十八條の六第五項第二号(第九十八條の七において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存
------------------	--	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	--	--	---	--	---	---	---	---

第九十八條の六第六項(第九十八條の七において準用する場合を含む。)の規定による契約書の保存	第九十八條の六第七項(第九十八條の七において準用する場合を含む。)の規定による文書の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存	第九十八條の七の七の七の規定による記録、書類等の保存
---	--	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

第百三十七條の五十一第二項第二号の規定による書類の写しの保存	第百三十七條の五十三第二項第二号の規定による書類の写しの保存	第百三十七條の六十一第三項の規定による契約書の保存	第百三十七條の六十一第四項第五号の規定による記録の保存及び報告	第百三十七條の六十一第五項第二号の規定による文書の保存	第百三十七條の六十一第六項の規定による契約書の保存	第百三十七條の六十一第七項の規定による文書の保存	第百三十七條の六十三第三項の規定による契約書の保存	第百三十七條の六十三第六項の規定による契約書の保存	第百三十七條の六十三第七項の規定による文書の保存	第百三十七條の七十の規定による記録、書類等の保存	第百三十七條の七十三の規定による帳簿の備付け及び保存	第百四十一條第三項の規定による記録の保存	第百四十二條の二第二項第二号の規定による書類の写しの保存
--------------------------------	--------------------------------	---------------------------	---------------------------------	-----------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	----------------------------	----------------------	------------------------------

第百四十五条第一項の規定による帳簿の備付け	第百四十五条第三項の規定による帳簿の保存	第百四十六条第四項から第六項までの規定による書面の保存	第百四十九条の二の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百四十九条の四第一項の規定による帳簿の備付け	第百四十九条の四第三項の規定による帳簿の保存	第百四十九条の五第四項から第六項までの規定による書面の保存	第百五十五条の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百五十八条の三第一項の規定による帳簿の備付け	第百五十八条の三第三項の規定による帳簿の保存	第百五十八条の四第三項の規定による書面の保存	第百六十四条第三項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	第百六十四条第三項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	第百七十二条第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百七十三条第三項の規定による書面の保存	第百七十五条第七項の規定による書面の写しの保存	第百七十五条第八項の規定による記録の保存	第百八十九条第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百九十一条第三項第二号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の保存
-----------------------	----------------------	-----------------------------	--------------------------------	-------------------------	------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	---	--	----------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	----------------------------	---

第百九十一条第四項第三号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の保存	第百九十六条の九第一項の規定による帳簿の備付け	第百九十六条の九第三項の規定による帳簿の保存	第百九十六条の十第二項の規定による書面の保存	第百九十六条の十一の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存	第百九十九条第二項の規定による記録の保存	第百八十条の七第一項の規定による登録台帳の備付け	放射性医薬品第二条第七項第三号（第十五条にの製造及び取において準用する場合を含む。）の抜規則（昭和四十七年厚生省令第四号）	第三十六条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備え	第十一条第二項の規定による帳簿の備え	第十一条第三項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）	建築物における衛生的環境財務諸表等の備付けの確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二十五号の十第一項（第二十六条第二号）	第三十三条の十一第一項の規定による財務諸表等の備付け	第三十三条の十五の規定による帳簿の備付け	第三十三条の十一第一項の規定による財務諸表等の備付け	第三十三条の十二第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の備付け
---	-------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------------	----------------------	--------------------------	---	---	--------------------	--	----------------------------	---	----------------------------	----------------------	----------------------------	---

第二十五条の十四（第二十六条の二第三項、第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項、第二十九条の二第三項及び第三十条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号）	労働保険の保第七十二条の規定による書類の陰料の徴収等保存	労働安全衛生第十四条の三第二項の規定による規則（昭和四十七年労働省令第八号）	第二十三条第四項の規定による記録の保存	第二十四条の四第三項の規定による記録の保存	第三十四条の二の八第一項の規定による記録の保存	第三十四条の二の十第六項の規定による記録の保存	第三十八条の規定による記録の保存	第五十一条の規定による健康診断個人票の保存	第五十二条の六第一項（第五十二条の七の二第二項及び第五十二条の七の四第二項において準用する場合並びに附則第十九条の三の規定により第五十二条の六第二項を読み替える場合を含む。）の規定による面接指導の結果の記録の保存
---	---	------------------------------	--	---------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------	------------------	-----------------------	--

第五十二条の十三第二項の規定による検査の結果の記録の保存	第五十二条の十八第一項の規定による面接指導の結果の記録の保存	第百三十五条の二の規定による記録の保存	第百四十一条第三項の規定による記録の保存	第百五十一条の二十三の規定による記録の保存	第百五十一条の三十三の規定による記録の保存	第百五十一条の四十の規定による記録の保存	第百五十一条の五十五の規定による記録の保存	第百五十四条の規定による記録の保存	第百六十九条の規定による記録の保存	第百九十四条の二十五の規定による記録の保存	第二百三十一条の規定による記録の保存	第二百七十六条第四項の規定による記録の保存	第二百九十九条第三項の規定による記録の保存	第三百七条第四項の規定による記録の保存	第三百五十一条第四項の規定による記録の保存	第三百七十九条の規定による記録の保存	第三百八十一条第一項の規定による記録の保存	第三百八十二条の二の規定による記録の保存	第三百八十九条の十一第二項の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存	第五百三十九条の四の規定による記録の保存
------------------------------	--------------------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	-----------------------	-------------------	-------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	-----------------------	--------------------	-----------------------	----------------------	--------------------------	--------------------	----------------------

第五百六十七条第三項の規定による記録の保存	第五百五十七条の規定による記録の保存	第五百九十五条の規定による記録の保存	第二百一十一条の規定による記録の保存	ゴンドラ安全規則（昭和四十七年労働省令第三十五号）の保存	有機溶剤中毒第二十一条（特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の八において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第二項、第六百三十三条第二項及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第六百五十五条第二項の規定による記録の保存	第六百五十五条の二第二項の規定による記録の保存	ポイラー及び第三十二条第三項の規定による記録の保存	圧力容器安全録の保存	規則（昭和四十七年労働省令第三十三号）の保存	第八十八条第三項の規定による記録の保存	第九十四条第三項の規定による記録の保存	クレーン等安第廿三条第三項の規定による記録の保存	全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の保存	第七十九条の規定による記録の保存	第九十九条第三項の規定による記録の保存	第二百二十三条の規定による記録の保存
第五百五十二条の三の二第六項による記録の保存	第五十二条の三の二第七項による記録の保存	第五十四条の規定による鉛健康診断個人票の保存	四アルギル鉛第二十三条の規定による四アルギル鉛健康診断個人票の保存	中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十八号）	特定化学物質第三十二条の規定による記録の保存	第三十四条の二の規定による記録の保存	第三十六条第二項の規定による記録の保存	第三十六条第三項（第三十六条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第三十六条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存	第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存	第三十六条の三の二第六項の規定による記録の保存	第三十六条の三の二第八項の規定による記録の保存	第三十八条の四の規定による記録の保存	第三十八条の十七第一項第三号の規定による記録の保存	第三十八条の十八第一項第三号の規定による記録の保存	第三十八条の十九第九号の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第九項の規定による記録の保存	第三十八条の二十一第十項の規定による記録の保存
第三十八条の二十一第十項の規定による記録の保存	第四十条第一項の規定による特定化学物質健康診断個人票の保存	第四十条第二項の規定による特定化学物質健康診断個人票の保存	第二十條の二の規定による書類の保存	高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）	第三十四条第三項の規定による記録の保存	第三十九条の規定による高気圧業務健康診断個人票の保存	第四十四条第二項の規定による記録の保存	第四十五条第二項の規定による記録の保存	電離放射線障害第九條第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定（昭和四十七年労働省令第四十一号）	第四十五条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五十四条第一項の規定による記録の保存	第五十五条の規定による記録の保存	第五十七条の規定による電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票の保存	酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）	事務所衛生基準第七條第二項の規定による記録の保存	第四十七年労働省令第九條の規定による記録の保存	省令第四十三号）	労働安全衛生法及びこれによる財務諸表等の備置き

	第十九条の三十五の規定による帳簿の保存
	第二十四条第一項の規定による帳簿の保存
	第二十四条第二項の規定による帳簿の保存
	第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の保存
	第二十五条の十二第一項の規定による財務諸表等の備置き
	第二十五条の十六第一項の規定による帳簿の保存
	第二十五条の十六第二項の規定による帳簿の保存
	第二十五条の二十九第一項の規定による帳簿の保存
	第四十九条の規定による帳簿の保存
	第六十一条第一項の規定による財務諸表等の備置き
	第六十五条第一項の規定による帳簿の保存
	第六十五条第二項の規定による帳簿の保存
	第七十八条の規定による帳簿の保存
	第九十二条の規定による帳簿の保存
	第一百五条の規定による帳簿の保存
労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）	雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）
作業環境測定法（昭和五十年労働省令第二十号）	昭和三十九年法律第十号（昭和三十九年労働省令第二十号）

建設労働者の雇用に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）	第十七条の十四第二項の規定による帳簿の保存 第五十条の規定による帳簿の保存 第六十二条第一項の規定による書類の保存	第八条第一項の規定による書類の備え置き
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）	第三十六条の二第二号の規定による書面の保存 第三十六条の二第五号の規定による書面の保存 第三十六条の二第六号の規定による書類の備付け 第三十六条の二第七号の規定による書類の保存 第三十六条の六第一号の規定による書面の保存 第三十六条の六第五号の規定による書面の保存 第三十六条の六第八号の規定による書面の保存 第三十六条の六第九号の規定による書類の備付け 第三十六条の六第十号の規定による書類の保存	
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	第六条の四第三項の規定による記録の保存 第十八条の規定による記録の保存 第二十条の規定による記録の保存 第二十六条第八項の規定による記録の保存 第二十六条の二第二項の規定による記録の保存 第二十六条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存 第二十六条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存 第二十六条の三の二第六項の規定による記録の保存	

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十二年労働省令第二十号）	第二十六条の三の二第七項の規定による記録の保存 第二十五条の十二の規定による書類の保存 第三十三条の三第三項の規定による書類の保存 第三十三条の四第二項の規定による書類の保存
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第二十号）	別表第三第一号へ（一）の規定による水質検査の結果を証する書類の保存
国民年金基金規則（平成二五年厚生省令第五十八号）	第三十四条の規定による帳簿の備え及び保存
医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に關する省令（平成九年厚生省令第二十一号）	第四条第三項の規定による通知及び確認文書の保存 第六条第八号の規定による文書の保存 第八条第一項第三号の規定による文書の保存 第八条第一項第九号の規定による文書の保存 第十条第三項の規定による保守点検記録の保存 第十一条第二項の規定による標準操作手順書の備付け 第十一条第三項の規定による変更前の標準操作手順書の保存 第十五条第二項の規定による変更した試験計画書の保存 第十七条第二項の規定による最終報告書訂正文書の保存 第十八条第一項（第十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定による試験関係資料の保存 第二十六条第一項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合

省令（平成九合を含む。）の規定による治験に 年厚生省令第 二十八号）	第二十六條の十二（第五十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存	第二十七條第二項第五号（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の備え置き	第三十四條（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書等の保存	第四十一條第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存	第十五條第三項（第十六條第二項に関する法律施行規則（平成九十年厚生労働省令第七十八号）	指定居宅サービス等の事業において準用する場合を含む。）の人員、設備規定による訪問介護計画の保存及び運営に関する訪問看護計画の保存（平成十一年厚生省令第三十七号）	第八十二條の二第二項の規定による訪問リハビリテーション計画の保存	第百四條の四第二項（第百九條において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の保存	第百十八條の二第二項の規定による通所リハビリテーション計画の保存	第百三十九條の三第二項（第百四十條の十三及び第百四十條の三十
二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所生活介護計画の保存										
第百五十四條の二第二項（第百五十五條の十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所療養介護計画の保存										
第百九十一條の三第二項及び第百九十二條の十一第二項の規定による特定施設サービス計画の保存										
指定居宅介護第二十九條第二項の規定による居室介護支援台帳の保存										
指定居宅介護の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）										
指定介護老人第三十七條第二項の規定による施設サービス計画の保存										
福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）										
介護老人保健第三十八條第二項の規定による施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）										
厚生労働大臣第二十七條の規定による書類の所管に属す備える公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年厚生省・労働省令第四号）										
指定訪問看護第三十條第二項の規定による諸記の事業の人員及び運営に関する基準（平成十六年厚生省令第八十号）										
確定給付企業第九條の規定による帳簿の備え										
年金法施行規及び保存										
則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）										
採血の業務の第三條の規定による採血基準書の管理及び構造備付け										
設備に関する第六條の規定による手順に関する基準（平成十五年厚生労働省令第百十八号）										
第八條第二号の規定による苦情処理記録の保存										
第九條第一項第二号の規定による苦情処理記録の保存										
独立行政法人第四十二條の規定による徴収金の器綜合機構法納付に関する書類の保存										
施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）										
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等諸表等の備え置き										
第十一條第一項の規定による財務に関する法律施行規則第十二條第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）										
医薬品、医薬第五條第四項（第十四條において部外品、化粧品標準用する場合を含む。）の規定に品、医療機器による手順書又は文書の保存										
及び再生医療第五條第五項（第十四條において等製品の製造準用する場合を含む。）の規定に販売後安全管理の基準に第五條第六項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定に										
成十六年厚生省令第六十一号）										
第九條第二項第三号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存										
第九條第二項第二号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存										
第九條第二項第一号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存										
第九條第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存										
第九條の三第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存										
第九條の三第三項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存										
第九條の三第四項の規定による文書の保存										
第十條第一項第三号（第十條の二及び第十四條において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の備付け										
第十條第四項（第十條の二において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存										

労働省令第百三十五号）
製造販売後安全管理業務手順書の備付け

第七條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第八條第二項第二号の規定による文書の保存	第九條第二項第二号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	第九條第二項第三号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	第九條第二項第一号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存	第九條第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存	第九條の三第二項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存	第九條の三第三項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の保存	第九條の三第四項の規定による文書の保存	第十條第一項第三号（第十條の二及び第十四條において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の備付け	第十條第四項（第十條の二において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
---	----------------------	--	--	--	---	---	---	---------------------	---	--

合を含む。）の規定による記録の保管	第三十六条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録簿の保管	第三十七条第六項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第三十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書及び記録の保管	第三十九条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十条第二項（第八十二条及び第八十条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十一条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十五条第七項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十六条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第四十九条第二項から第四項まで（同条第四項の規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第五十一条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合
-------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------------------------------

合を含む。）の規定による記録の保管	第五十三条第三項第二号、第七項及び第十一項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第五十五条の二第五項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第五十五条の三第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第五十六条第七項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第五十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録等の保管	第五十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十条の二第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十条の三第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十条の四第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	第六十一条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合
-------------------	---	---	---	---	--	---	--	--	--	--	---------------------------------

	第八十一条の二の五第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保管	医薬品の製造 販売後の調査 販売後調査等業務手順書の保存 及び試験の実施 第四條第三項第一号の規定による 施の基準に關 製造販賣後調查等基本計畫書の する省令（平 保存 成十六年厚生 労働省令第百 七十一号）
	第八十一条の二の六第二項及び第三項の規定による記録の保管	第四條第三項第四号の規定による 製造販賣後調查等基本計畫書等の 保存
	第四條第三項第五号の規定による 文書の保存	
	第六條第二項（第六條の二第一項において準用する場合を含む。） の規定による契約文書の保存	
	第七條第二項において例によるもの とされる医薬品の臨床試験の実 施の基準に關する省令第五十六条 の規定による記録等の保存	
	第十條第三項第二号の規定による 指示文書の保存	
	醫藥品及び醫藥部外品の製書 の保管 造管理及び品質管理の基準 に關する省令 （平成十六年厚 生労働省令第 百七十九号）	
	第八條第一項の規定による手順書 の備置き	
	第十條第一号の規定による製造指 圖書の保管	
	第二十條第一項第一号の規定によ る文書の保管	
	第二十條第一項第三号の規定によ る文書の保管	
	第二十二條の規定による文書の 保管	

第二十五条の二の規定による生物由来医薬品等に係る医薬品製品標準書の備置き	第三十条の規定による文書の保管	第三十五条の規定による医薬部外品製品標準書の備置き	第三十六条の規定による手順書の備置き	第三十八条第一号の規定による製造指圖書の保管	第四十八条第一号の規定による文書の保管	第四十八条第三号の規定による文書の保管	第五十条の規定による文書の保管	第三十七条の規定による記録の保存	石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第三十八条第八項の規定による記録の写しの備付け	第二十三条の規定による記録の保存	第二十五条の規定による記録の保存	第三十五条の規定による記録の保存	第三十五条の二第一項の規定による記録の保存	第三十六条第二項の規定による記録の保存	第三十七条第二項の規定による記録の保存	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の保存	第四十六条の二第三項の規定による書面の保存	医療機器の臨床試験の実施及び第七十九条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存	省令（平成十七年厚生労働省令第三十六号）	第四十五条（第七十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存	第四十六条第二項第五号（第七十六条及び第七十八条において準用する場合及び第七十八条において準用
--------------------------------------	-----------------	---------------------------	--------------------	------------------------	---------------------	---------------------	-----------------	------------------	----------------------------	-------------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	---------------------	---------------------	-------------------------	-----------------------	---	----------------------	--	---

	する場合を含む。）の規定による財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の備え置き 第五十三条（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書等の保存 第六十一条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存
医療機器の製造販売後の調査及び試験の基準に製造販売後調査等基本計画書の保存	第三条第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存 第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存
（平成十七年厚生労働省令第三十八号）	第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存
生労働省令第三十八号）	第四条第三項第五号の規定による文書の保存
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防訪問リハビリテーション計画の保存	第七十三条第二項の規定による介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の保存 第七十七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による記録等の保存 第十条第三項第二号の規定による指示文書の保存
援の方法に關する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）	第四百四十一条第二項（第五百五十九条及び第六百八十五条において準用する場合を含む。）の規定による介護予防短期入所生活介護計画の保存

(平成十八年厚生労働省令第三十六号)	
指定介護予防第二十八条第二項(第三十二条に支援等の事業において準用する場合を含む。)の人員及び運規定による介護予防サービス計画並びに指定の保存	
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)	
厚生労働省関第二条の六において読み替えて準係石綿による用する労働保険の保険料の徴収等健康被害の救に関する法律施行規則第七十二条済に関する法の規定による書類の保存	
律施行規則(平成十八年厚生労働省令第三十九号)	
職業訓練の実第二十六条第一項の規定による帳施等による特簿の備付け及び保管	
定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成二十三年厚生労働省令第九十三号)	
東日本大震災第六条第二項、第二十五条の五第により生じた二項又は第二十五条の九の規定に放射性物質による記録の保存	
より汚染された土壌等を除第七十七条第一項若しくは第二項又は染するための記録の保存	
業務等に係る第二十一条の規定による除染等電離放射線障離放射線健康診断個人票の保存	
害防止規則(平成二十三年厚生労働省令第百五十二号)	

再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第九十号）	存 第六十一条第二項（第七十六条及び第七十八条において準用する場合を含む。）の規定による治験に関する記録の保存 第三条第二項の規定による製造販売後調査等業務手順書の保存 第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の保存 第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等の保存 第四条第三項第五号の規定による文書の保存 第六条第二項（第六条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による契約文書の保存 第七条第二項において例によるものとされる再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六条の規定による記録等の保存 第十条第三項第二号の規定による指示文書の保存 第八条の規定による製品標準書の保管 第九条第一項の規定による衛生管理基準書の保管 第九条第二項の規定による製造管理基準書の保管 第九条第三項の規定による品質管理基準書の保管 第九条第四項の規定による手順書の保管 第九条第五項の規定による手順書等の備付け 第十一条第一項第一号の規定による製造指圖書の保管 第二十二条第一号の規定による文書の保管 第二十三条第三号の規定による文書の保管
--	--

船員保険法 （昭和十四年 法律第七十 三号）	第百七十一条第一項の規定による受 払等の状況の記載
労働基準法	第十八条第二項の規定による協定 第二十四条第一項の規定による協定 第三十二条の二第一項の規定による 協定 第三十二条の三第一項の規定による 協定 第三十二条の四第一項の規定による 協定 第三十二条の四第二項の規定による 労働時間の定め 第三十二条の五第一項の規定による 協定 第三十四条第二項の規定による協定 第三十六条第一項の規定による協定 第三十七条第三項の規定による協定 第三十八条の二第二項の規定による 協定 第三十八条の三第一項の規定による 協定 第三十八条の四第一項の規定による 決議 第三十九条第四項の規定による協定 第三十九条第六項の規定による協定 第三十九条第九項の規定による協定 第四十一条の二第一項の規定による 決議 第八十七条第二項の規定による契約
職業安定法	第三十二条の十五（第三十三条第四 項、第三十三条の二第七項及び第三 十三條の三第二項において準用する 場合を含む。）の規定による帳簿書 類の作成 第三十三条の三第二項において読み 替えて準用する第三十二条の四第二 項の規定による書類の記載 第四十四条の規定による帳簿の記載 第十五条第一項の規定による図面、 等に関する帳簿又は書類等の作成
食品衛生法	
墓地、埋葬 等に関する 法律	

大麻取締法	第十六条の二第一項の規定による帳 簿の記載
旅館業法	第六条第一項の規定による宿泊者名 簿の作成
医師法	第二十四条第一項の規定による診療 録の記載
歯科医師法	第二十三条第一項の規定による診療 録の記載
保健師助産 師看護師法	第四十二条第一項の規定による助産 録の記載
医療法	第五十一条第一項の規定による事業 報告書の作成
精神保健及 び精神障害 者福祉に関 する法律	第十九条の六の十四の規定による帳 簿の記載
毒物及び劇 物取締法	第十四条第一項の規定による書面の 作成 第十四条第二項の規定による書面の 作成 第十五条第三項の規定による帳簿の 作成
覚醒剤取締 法	第二十八条第一項の規定による帳簿 の記入 第三十条の十七第一項の規定による 帳簿の記入 第三十条の十七第二項の規定による 帳簿の記入 第三十条の十七第三項の規定による 帳簿の記入
麻薬及び向 精神薬取締 法	第二十七条第六項の規定による処方 せん書の記載
厚生年金保 険法（昭和 二十九年法	第三十七条第一項の規定による帳簿 の記載 第三十八條第一項の規定による帳簿 の記載 第三十九条第一項の規定による帳簿 の記載 第四十条第一項の規定による帳簿の 記載 第八十四条第三項の規定による保 険料の控除に関する計算書の作成

国民年金法	第九十二条の五第一項（競争の導入 による公共サービスの改革に関する 法律第三十三条第三項の規定によ り、同条第二項の公共サービス実施 民間事業者について、国民年金法第 九十二条の三第一項第二号の規定に よる指定を受けた者とみなして適用 する場合を含む。）の規定による帳 簿の記載 第十四条第三項（第十六条第二項及 び第十六条の二第二項において準用 する場合を含む。）の規定による書 面の作成 第十七条第一項の規定による記録の 作成 障害者の雇 用の促進等 に関する法 律 第七十四条の二第二項の規定による 帳簿の記載 医薬品、医 療機器等の 品質、有効 性及び安全 性の確保等 に関する法 律 第九條第二 項（第四十 条第一項及 び第四十條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。）の 規定による 書面の作成 第九條第二 項（第四十 条第一項及 び第四十條 の七第一項 において準 用する場合 を含む。）の 規定による 記録の作成 第九條の二 第二項（第 四十條第一 項及び第二 項並びに第 四十條の七 第一項にお いて準用す る場合を含 む。）の規 定による記 録の作成
じん肺法	第十四条第三項（第十六条第二項及 び第十六条の二第二項において準用 する場合を含む。）の規定による書 面の作成 第十七条第一項の規定による記録の 作成
生活衛生関 連の適正化 及び振興に 関する法律	第二十三条第一項（第五十二条の十 第一項及び第五十六条において準用 する場合を含む。）の規定による議 事録の作成 第三十五条第三項（第五十二条、第 五十二条の十第一項及び第五十六 条において準用する場合を含む。）の 規定による組合員名簿の記載

第十七条第三項、第七項及び第十二 項の規定による書面の作成 第十八条第二項及び第四項の規定に よる記録の作成 第十八条の二第二項及び第四項の規 定による記録の作成 第二十三条の二の十四第三項、第七 項（第四十条の三において準用する 場合を含む。）及び第十二項の規定 による書面の作成 第二十三条の二の十五第二項及び第 四項（第四十条の三において準用す る場合を含む。）の規定による記録 の作成 第二十三条の二の十五の二第二項及 び第四項（第四十条の三において準 用する場合を含む。）の規定による 記録の作成 第二十三条の十一の規定による帳簿 への記載 第二十三条の三十四第三項及び第七 項の規定による書面の作成 第二十三条の三十五第二項及び第四 項の規定による記録の作成 第二十三条の三十五の二第二項及び 第四項の規定による記録の作成 第二十九条第二項の規定による書面 の作成 第二十九条の二第二項の規定による 記録の作成 第二十九条の三第二項の規定による 記録の作成 第三十一条の三第二項の規定による 書面の作成 第三十一条の四第二項の規定による 記録の作成 第三十一条の五第二項の規定による 記録の作成 第三十六条第二項の規定による書面 の作成 第三十六条の二第二項の規定による 記録の作成 第三十六条の二の二第二項の規定に よる記録の作成

第九十八條の二第三項（第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の二第五項第一号（第九十八條の三において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第九十八條の二第六項（第九十八條の三及び第九十八條の四において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の六第三項（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の六第五項第一号（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第九十八條の六第六項（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の六第七項（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の六第八項（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による記録、書類等の記載	第九十八條の六第九項（第九十八條の七において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載	(二)の規定による書面の作成	第九十八條の六第十一第三項（第九十八條の六十二及び第九十八條の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第九十八條の六十一第一五項（第九十八條の六十二及び第九十八條の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結
---	---	---	--	---	--	--	--	--	----------------	--	--

三において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第百十四条の六十五第三項（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第百十四条の六十五第五項（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による契約の締結	第百十四条の七十四の規定による記録、書類等の記載	第百十四条の七十七の規定による帳簿の記載	第百三十七条の六十一第三項の規定による契約の締結	第百三十七条の六十一第五項第一号の規定による記録の作成	第百三十七条の六十一第六項の規定による契約の締結	第百三十七條の六十三第三項の規定による契約の締結	第百三十七條の六十三第五項第一号の規定による記録の作成	第百三十七條の六十三第六項の規定による契約の締結	第百三十七條の七十の規定による記録、書類等の記載	第百三十七條の七十三の規定による帳簿の記載	第百四十一条第二項の規定による書面の作成	第百四十一条第三項の規定による記録の作成	第百四十五条第二項の規定による帳簿の作成	第百四十六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載	第百四十九条の四第二項の規定による帳簿の作成	第百四十九条の五第一項、第三項、第五項及び第六項の規定による書面の記載
-----------------------------	---	---	--------------------------	----------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------------	--------------------------	--------------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------------------	------------------------	-------------------------------------

放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百五十八条の三第二項の規定による帳簿の作成
	第百五十八条の四第一項の規定による書面の記載
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百六十四条第二項（第百七十八条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載
	第百七十三条第一項（第百十四条の八十三及び第百三十七条の七十八において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による書面の記載
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百七十五条第五項の規定による書面の作成
	第百七十五条第八項の規定による記録の作成
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百九十条の規定による記録の作成
	第百九十一条第三項第二号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による苦情処理記録の作成
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百九十一条第四項第三号（第百九十二条において準用する場合を含む。）の規定による回収処理記録の作成
	第百九十六条の九第二項の規定による帳簿の作成
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第百九十六条の十第一項の規定による書面の記載
	第百九十六条の七第一項の規定による登録台帳の記載
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第二条第七項第三号（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成
	第十一条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の記載
放射線性医薬品の製造及び取扱規則	第十一条第二項の規定による帳簿の記載
	第二十条の規定による更生計画の作成
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備	

及び運営に 関する基準	第三十三条の十五の規定による帳簿の 建築物にお ける衛生的 作成	第三十五条の十四（第二十六条の二 第三項、第二十六条の四第三項、第 二十八条の二第三項、第二十八条の 四第三項、第二十九条の二第三項及 び第三十条の二第三項において準用 する場合を含む。）の規定による帳 簿の作成	第十四条の三第二項の規定による記 録の作成	第二十三条第四項の規定による記録 の作成	第二十四条の四第三項の規定による 記録	第三十四条の二の八第一項の規定に よる記録の作成	第三十四条の二の十第六項の規定に よる記録の作成	第三十八条の規定による記録の作成	第五十一条の規定による健康診断個 人票の作成	第五十二条の六第一項（第五十二条 の七の二第二項及び第五十二条の七 の四第二項において準用する場合並 びに附則第十九条の三の規定により 第五十二条の六第二項を読み替える 場合を含む。）の規定による面接指 導の結果の記録の作成	第五十二条の十三第二項の規定によ る検査の結果の記録の作成	第五十二条の十八第一項の規定によ る面接指導の結果の記録の作成	第一百三十五条の二の規定による記録	第一百四十一条第三項の規定による 記録	第一百五十一条の二三の規定による 記録	第一百五十一条の三十三の規定による 記録	第一百五十一条の四十の規定による 記録
----------------	---	--	--------------------------	-------------------------	------------------------	-----------------------------	-----------------------------	------------------	---------------------------	--	----------------------------------	------------------------------------	-------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	------------------------

第百五十一条の五十五の規定による記録	第百五十四条の規定による記録	第百六十九条の規定による記録	第百九十四条の二十五の規定による記録	第二百三十一条の規定による記録	第二百七十六条第四項の規定による記録	第二百九十九条第三項の規定による記録	第三百十七条第四項の規定による記録	第三百五十一条第四項の規定による記録	第三百七十九条の規定による記録	第三百八十一条第一項の規定による記録	第三百八十二条の二の規定による記録	第三百八十九条の十一第二項の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録	第五百三十九条の四の規定による記録	第五百六十七條第三項の規定による記録	第五百七十五條の八第三項の規定による記録	第五百七十五條の九の規定による記録	第五百七十五條の十一の規定による記録	第五百七十五條の十六第二項の規定による記録	第五百七十七條の二第五項の規定によるリスクアセスメント対象物健康診断個人票の作成	第五百七十七條の二第十一項の規定による記録の作成	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合を含む）、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による有機溶剤等健康診断個人票の作成
する場合を含む。）の規定による記録																						
第六百五十五條第二項の規定による記録																						
第六百五十五條の二第二項の規定による記録																						
第三十二條第三項の規定による記録																						
第六十七條第三項の規定による記録																						
第八十八條第三項の規定による記録																						
第九十四條第三項の規定による記録																						
第二十三條第三項の規定による記録																						
第三十八條の規定による記録																						
第七十九條の規定による記録																						
第九十九條第三項の規定による記録																						
第一百二十三條の規定による記録																						
第一百五十七條の規定による記録																						
第一百九十五條の規定による記録																						
第二百一十一條の規定による記録																						
第二十一條第三項の規定による記録																						
第二十一條（特定化学物質障害予防規則第三十八條の八において準用する場合を含む。）の規定による記録																						
第二十八條第三項（特定化学物質障害予防規則第三十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による記録																						
第二十八條の二第二項（特定化学物質障害予防規則第三十六條の五において準用する場合を含む。）の規定による記録																						
第二十八條の三の二第四項第二号の規定による記録																						
第二十八條の三の二第五項第二号の規定による記録																						
第二十八條の三の二第六項の規定による記録																						
第二十八條の三の二第七項の規定による記録																						
第三十條（特定化学物質障害予防規則第四十一條の二において準用する場合を含む。）の規定による有機溶剤等健康診断個人票の作成																						

鉛中毒予防規則	第三十六條の規定による記録	第五十二條第二項の規定による記録	第五十二條の二第二項の規定による記録	第五十二條の三の二第四項第二号の規定による記録	第五十二條の三の二第五項第二号の規定による記録	第五十二條の三の二第六項の規定による記録	第五十二條の三の二第七項の規定による記録	第五十四條の規定による鉛健康診断個人票の作成	第二十三條の規定による四アルキル鉛中毒予防鉛健康診断個人票の作成	第三十二條の規定による記録	第三十四條の二の規定による記録	第三十六條第二項の規定による記録	第三十六條の二第二項の規定による記録	第三十六條の三の二第四項第二号の規定による記録	第三十六條の三の二第五項第二号の規定による記録	第三十六條の三の二第六項の規定による記録	第三十六條の三の二第八項の規定による記録	第三十六條の四の規定による記録	第三十八條の十七第一項第三号の規定による記録	第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録	第三十八條の十九第九号の規定による記録	第三十八條の二十一第九項の規定による記録	第三十八條の二十一第十項の規定による記録	第四十條第一項の規定による特定化学物質健康診断個人票の作成	
第三十六條の規定による記録																									
第五十二條第二項の規定による記録																									
第五十二條の二第二項の規定による記録																									
第五十二條の三の二第四項第二号の規定による記録																									
第五十二條の三の二第五項第二号の規定による記録																									
第五十二條の三の二第六項の規定による記録																									
第五十二條の三の二第七項の規定による記録																									
第五十四條の規定による鉛健康診断個人票の作成																									
第二十三條の規定による四アルキル鉛中毒予防鉛健康診断個人票の作成																									
第三十二條の規定による記録																									
第三十四條の二の規定による記録																									
第三十六條第二項の規定による記録																									
第三十六條の二第二項の規定による記録																									
第三十六條の三の二第四項第二号の規定による記録																									
第三十六條の三の二第五項第二号の規定による記録																									
第三十六條の三の二第六項の規定による記録																									
第三十六條の三の二第八項の規定による記録																									
第三十六條の四の規定による記録																									
第三十八條の十七第一項第三号の規定による記録																									
第三十八條の十八第一項第三号の規定による記録																									
第三十八條の十九第九号の規定による記録																									
第三十八條の二十一第九項の規定による記録																									
第三十八條の二十一第十項の規定による記録																									
第四十條第一項の規定による特定化学物質健康診断個人票の作成																									

高気圧作業安全衛生規作成	第二十條の二の規定による書類の作成	第二十二條第二項の規定による記録	第三十四條第三項の規定による記録	第三十九條の規定による高気圧業務健康診断個人票の作成	第四十四條第二項の規定による記録	第四十五條第二項の規定による記録	第九條第二項（第六十二條において準用する場合を含む。）の規定による記録	第十八條の七の規定による記録	第四十五條第一項（第六十二條において準用する場合を含む。）の規定による記録	第五十四條第一項の規定による記録	第五十五條の規定による記録	第五十七條の規定による電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票の作成	第三條第二項の規定による記録	第七條第二項の規定による記録	第九條の規定による記録	第一条の二の十二第一項の規定による帳簿の記載	第一条の二の十二第二項の規定による帳簿の記載	第一条の二の十三第一項の規定による帳簿の記載	第一条の二の十三第二項の規定による帳簿の記載	第一条の二の二十五第一項の規定による帳簿の記載	第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の記載	第一条の九の規定による帳簿の記載	第十九條の二十四の二の十三第一項の規定による帳簿の記載	第十九條の二十四の二の十三第二項の規定による帳簿の記載	第十條の規定による帳簿の記載	
高気圧作業安全衛生規作成																										
第二十條の二の規定による書類の作成																										
第二十二條第二項の規定による記録																										
第三十四條第三項の規定による記録																										
第三十九條の規定による高気圧業務健康診断個人票の作成																										
第四十四條第二項の規定による記録																										
第四十五條第二項の規定による記録																										
第九條第二項（第六十二條において準用する場合を含む。）の規定による記録																										
第十八條の七の規定による記録																										
第四十五條第一項（第六十二條において準用する場合を含む。）の規定による記録																										
第五十四條第一項の規定による記録																										
第五十五條の規定による記録																										
第五十七條の規定による電離放射線健康診断個人票及び緊急時電離放射線健康診断個人票の作成																										
第三條第二項の規定による記録																										
第七條第二項の規定による記録																										
第九條の規定による記録																										
第一条の二の十二第一項の規定による帳簿の記載																										
第一条の二の十二第二項の規定による帳簿の記載																										
第一条の二の十三第一項の規定による帳簿の記載																										
第一条の二の十三第二項の規定による帳簿の記載																										
第一条の二の二十五第一項の規定による帳簿の記載																										
第一条の二の四十第一項の規定による帳簿の記載																										
第一条の九の規定による帳簿の記載																										
第十九條の二十四の二の十三第一項の規定による帳簿の記載																										
第十九條の二十四の二の十三第二項の規定による帳簿の記載																										
第十條の規定による帳簿の記載																										

労働安全 コンサル ト及び 衛生コ ンサル タント 規則	第十八条の規定による帳簿の記載	作業環境測定法施行規則	第十七条の十四第一項の規定による帳簿の記載	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則	第十七条の十四第二項の規定による帳簿の記載	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則	第三十六条の二第三号の規定による帳簿の記載	粉じん障害防止規則	第六十条の規定による記録	医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令	第六条第八号の規定による文書の作成	労働安全コンサルタント規則	第二十二條の規定による帳簿の記載	労働安全コンサルタント規則	第二十二條の規定による帳簿の記載
	第十九条の十一の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の二第一号の規定による帳簿の記載		第十八条の規定による記録		第八号第一項第三号の規定による文書の作成								
	第十九条の二十の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の二第二号の規定による帳簿の記載		第二十条の規定による記録		第八号第一項第五号の規定による報告書の作成								
	第十九条の二十四の十四第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の二第三号の規定による帳簿の記載		第二十六条の二第二項の規定による記録		第八号第一項第八号の規定による生データの確認文書の作成								
	第十九条の二十四の二十九第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の二第四項第二号の規定による記録		第二十六条の三の二第五項第二号の規定による記録		第八号第一項第九号の規定による文書の作成								
	第十九条の二十四の二十九第二項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の三の二第六項の規定による記録		第二十六条の三の二第七項の規定による記録		第八号第一項第十号の規定による保守点検記録文書の作成								
	第十九条の二十四の四十四第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第五号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第八項の規定による記録		第十一号第一項の規定による標準操作手順書の作成								
	第十九条の二十四の四十四第二項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第九項の規定による記録		第十一号第三項の規定による標準操作手順書への日付等の記載								
	第十九条の三十五の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十項の規定による記録		第十五条第一項の規定による試験計画書の作成								
	第二十四条第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十一項の規定による記録		第十五条第二項の規定による文書による記録の作成								
	第二十四条第二項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十二項の規定による記録		第十六条第三項の規定による生データ訂正時の日付等の記載								
	第二十五条の三の十二の規定による技能講習帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十三項の規定による記録		第十七条第一項の規定による試験目的等を記載した最終報告書の作成								
	第二十五条の十六第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十四項第二号の規定による記録		第十七条第二項の規定による最終報告書訂正時の日付等の記載								
	第二十五条の十六第二項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十五項第二号の規定による記録		第十八条第一項（第五十六条及び第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成								
	第二十五条の二十九第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載		第二十六条の三の二第十六項の規定による記録		第七号第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成								
第四十九条の規定による帳簿の作成	帳簿の作成	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第十七項の規定による記録	第七号第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書への記載											
第六十五条第一項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第十八項の規定による記録	第七号第五項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂											
第六十五条第二項の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第十九項の規定による記録	第七号第六項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の改訂											
第七十八条の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十項の規定による記録	第八号第一項（第五十七条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成											
第九十二条の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十一項の規定による記録	第八号第二項の規定による治験薬概要書の改訂											
第一百五条の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十二項の規定による記録	第十五条の四第一項（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十三項の規定による記録	第十五条の四第二項及び第三項の規定による治験実施計画書への記載											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十四項の規定による記録	第十五条の四第四項の規定による治験実施計画書の改訂											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十五項の規定による記録	第十五条の五第一項（第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十六項の規定による記録	第十五条の五第二項の規定による治験実施計画書の改訂											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十七項の規定による記録	第十五条の六の規定による説明文書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十八項の規定による記録	第十五条の八第一項の規定による文書による契約											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第二十九項の規定による記録	第十六条第六項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十項の規定による記録	第十六条第七項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十一項の規定による記録	第十八条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による委嘱に関する文書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十二項の規定による記録	第十九条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十三項の規定による記録	第二十条第四項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十四項の規定による記録	第二十一条第一項（第五十六条及び第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成											
第二十二條の規定による帳簿の記載	帳簿の記載	第三十六条の六第六号の規定による帳簿の記載	第二十六条の三の二第三十五項の規定による記録	第二十三条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による計画書及び手順書の作成											

第二十三条第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の作成	第二十五条（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による総括報告書の作成	第二十六条の四の規定による委嘱に関する文書の作成	第二十六条の五第二項の規定による手順書の作成	第二十六条の六第三項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による治験実施計画書及び治験薬概要書の改訂	第二十六条の七第一項（第五十六条及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第二十六条の九第一項の規定による計画書及び手順書の作成	第二十六条の九第三項の規定による監査証明書の作成	第二十六条の十一の規定による総括報告書の作成	第二十八条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成	第三十六条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第三十九条の二（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による文書による契約の締結	第四十七条第一項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の作成	第四十七条第二項（第五十六条及び第五十八条において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の変更に係る記載
第四十七條第三項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の点検に係る記載	第五十二條第一項（第五十四條第三項、第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による同意文書の記載	第五十四條第一項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による記録	第五十四條第二項（第五十六條及び第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂	第十五條第二項の規定による記録の作成	第十六條第一項の規定による記録の作成	第二十四條第一項（第四十三條において準用する場合を含む。）の規定による訪問介護計画の作成	第七十條第一項の規定による訪問看護計画書の作成	第七十條第五項の規定による訪問看護報告書の作成	第八十一條第一項の規定による訪問リハビリテーション計画の作成	第九十九條第一項（第九十九條において準用する場合を含む。）の規定による通所介護計画の作成	第一百十五條第一項の規定による通所リハビリテーション計画の作成	第一百二十九條第一項（第四百十條の十三及び第四百十條の三十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所生活介護計画の作成	第四百十七條第一項（第五百十五條の十二において準用する場合を含む。）の規定による短期入所療養介護計画の作成
指定居宅介護支援等の計画の作成	事業の人員及び運営に関する基準	指定介護老人福祉施設、介護施設及び設備並びに運営に関する基準	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成	指定訪問看護の事業の計画書の作成
医療品、医薬部外品、化粧品、医用手順書の作成	療機器及び再生医療等製品の製造文書の作成	販売後安全管理の基準	第五條第三項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第五條第四項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成又は改定の際の日付の記録	第五條第五項（第十四條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成又は改定の際の日付の記録	第六條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第七條第一項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第八條第二項第二号の規定による記録の作成	第九條第一項第四号（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第九條第二項第三号の規定による記録の作成	第九條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後安全管理業務手続書等への必要事項を定めること	第九條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後安全管理業務手続書等への必要事項を定めること	第九條第三項（第十四條及び第十五條において準用する場合を含む。）の規定による製造販売後安全管理業務手続書等への必要事項を定めること

第九條の二第二項第一号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品リスク管理計画書の作成	第九條の二第二項第二号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品リスク管理計画書の改訂	第九條の二第二項第三号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医薬品リスク管理計画書の作成又は改訂の際の日付の記載	第九條の二第四項の規定による記録の作成	第九條の三第一項第一号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の作成	第九條の三第一項第二号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の改訂	第九條の三第一項第三号（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による医療機器リスク管理計画書の作成又は改訂の際の日付の記載	第九條の三第四項の規定による記録の作成	第十條第一項第一号（第十條の二及び第十四条において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の作成	第十條第一項第二号（第十條の二及び第十四条において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の改訂	第十條第一項第三号（第十條の二及び第十四条において準用する場合を含む。）の規定による市販直後調査実施計画書の作成又は改訂の際の日付の記載	第十條第四項（第十條の二において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成																												
医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令	第十一条第三項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第十二条第四項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第十四条第四項（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書の作成	第十五条（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理業務手順書の作成	第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の作成及び改訂	第十八条第一項の規定による品質管理業務手順書の作成	第十五条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十五条の三第五号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成する省令	第十五条の五第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十五条の六第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十五条の六第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第六条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督文書への記載	第七条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書の文書化	第七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による品質管理監督システム基準書への記載	第七条の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による製品標準書の作成	第八条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による手順書への記載	第九条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第九条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第十五条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十六条第二項第一号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十八条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十条（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十二条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十三条第五号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十四条第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十四条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十五条第一項から第三項まで（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十五条の二第一項及び第二項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十六条第三項及び第六項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十六条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十八条第二項第一号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第二十八条第三項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第二十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による要求事項の書面の作成	第二十九条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第三十条第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化	第三十一条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十二条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成	第三十三条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

第七十五条第一項第一号ホ及びルからワまで並びに第二項第一号ロ、ハ及びホからトまで（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

第七十六条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

第七十六条第二項第二号（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

第七十七条第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

第七十七条第二項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

第八十一条の二の二（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

第八十一条の二の二第二項第一号へ、リ及びヌ並びに第二号（これらの規定を第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

第八十一条の二の三（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による文書化

第八十一条の二の四第一項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定による記録の作成

第八十一条の二の六第二項の規定による記録の作成

医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成 第四条第三項第二号の規定による製造販売後調査等業務手順書の作成又は改訂の際の日付の記載	第四条第三項第三号の規定による文書の改訂 第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等を作成又は改訂した場合の日付の記載 第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要事項を定めること 第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要事項を定めること 第七条第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六条の規定による手順書等の作成等	第三条の三第一号に規定する文書の作成 第三条の三第二号に規定する文書の作成 第三条の三第三号に規定する文書の作成	第三条の四第二項に規定する文書の作成 第六条第四項に規定する文書の作成 第七条の規定による医薬品製品標準書の作成 第八条第一項の規定による手順書の作成 第八条第二項に規定する文書の作成 第十条第一号の規定による製造指圖書の作成 第十一条の四第二項の規定による文書による取決め 第十一条の五第一項の規定による文書による取決め

第三十四条第四項に規定する文書の作成	第三十五条の規定による医薬部外品の製品標準書の作成	第三十六条の規定による手順書の作成	第三十八条第一号の規定による製造指圖書の作成	第三十七条の規定による記録	第二十三条の規定による記録	第二十五条の規定による記録	第三十五条の規定による記録	第三十五条の二第一項の規定による記録	第三十六条第二項の規定による記録	第三十七条第二項の規定による記録	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成	第四十六条の二第一項の規定による書の作成	医療機器の臨床試験の実施の基準に關する省令
第七條第一項（第七十六條及び第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による治驗実施計畫書（の作成	第七條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治驗実施計畫書への記載	第七條第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治驗実施計畫書への記載	第七條第五項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による治驗実施計畫書の改訂	第八條第一項（第七十七條において準用する場合を含む。）の規定による治驗機器概要書の作成	第八條第二項の規定による治驗機器概要書の改訂								

第三十七条の規定による委嘱に関する文書の作成	第三十八條第二項の規定による手順書の作成	第三十九條第三項の規定による治験実施計画書及び治験機器概要書の改訂	第四十条第一項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第四十二条第一項の規定による計画書及び手順書の作成	第四十二条第三項の規定による監査証明書の作成	第四十四条の規定による総括報告書の作成	第四十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書、委員名簿並びに会議の記録及びその概要の作成	第五十五条第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の作成	第五十九條（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による契約の締結	第六十七條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の作成	第六十七條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の變更に係る記載	第六十七條第三項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による症例報告書の点検に係る記載	第七十二條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による同意文書の記載	第七十四條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による記録	第七十四條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂	医療機器の製造販売後調査等業務手順書の作成	製造販売後調査及び試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四条第三項第二号の規定による必要事項を文書で定めること	第四条第三項第三号の規定による文書の改訂	第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等を作成又は改訂した場合の日付の記載	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要な事項を定めること	第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要な事項を定めること	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六條の規定による手順書等の作成等	第七十六條第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成	第七十六條第十三号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成	第八十六條第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成	第二百二十五條第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の作成	第四百四十四條第二号（第百六十四條及び第百八十五條において準用する
含む。）の規定による文書による記録	第七十四條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の改訂	第三条第一項の規定による製造販売製造販売後調査等業務手順書の作成	第三条第二項の規定による製造販売の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項第一号の規定による製造販売後調査等基本計画書の作成	第四条第三項第二号の規定による必要事項を文書で定めること	第四条第三項第三号の規定による文書の改訂	第四条第三項第四号の規定による製造販売後調査等基本計画書等を作成又は改訂した場合の日付の記載	第六条第七項の規定による使用成績調査実施計画書に必要な事項を定めること	第六条の二第二項の規定による製造販売後データベース調査実施計画書に必要な事項を定めること	第七条第二項において例によるものとされる医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令第七十六條の規定による手順書等の作成等	第七十六條第二号の規定による介護予防訪問看護計画書の作成	第七十六條第十三号の規定による介護予防訪問看護報告書の作成	第八十六條第二号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の作成	第二百二十五條第二号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の作成	第四百四十四條第二号（第百六十四條及び第百八十五條において準用する	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成	指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護計画の事業の人の作成

健康保険法施行令	第十三条第四項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による会議録の閲覧 第二十四条第三項（第六十条において準用する場合を含む。）の規定による報告書の閲覧	第十九条の二十四の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第十九条の二十四の二十五第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第十九条の二十四の四十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	再生医療等製第四十六条第二項第五号（第七十条の臨床試験六条及び第七十八条において準用の実施の基準する場合を含む。）の規定による財に関する省令産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の閲覧
食品衛生法施行令	第二十七条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第四条第四項の規定による会議録の閲覧 第十六条第四項の規定による会議録の閲覧 第十七条第二項の規定による加入員に関する原簿の閲覧 第二十八條第三項の規定による貸借対照表及び損益計算書並びに業務報告書の閲覧 第十四条第二項第一号の規定による食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令	第二十五条の十二第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第六十一条第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第十七条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 医薬品の臨床試験の実施の六条及び第五十八条において準用する場合を含む。の規定による財産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に関する書類の閲覧	別表第四（第十条及び第十一条関係） 健康保険第百六十七條第三項の規定による保険料の控除額の通知 船員保険第百三十条第三項の規定による通知 食品衛生法第三十九条第二項第二号の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 精神保健及福祉に関する法律第九十九条の六の十第二項第二号の規定及び精神による財務諸表等の謄本又は抄本の交付 障害者福交付 社会福祉法第三十四条の二第二項第二号の規定による定款の謄本又は抄本の交付 第四十五条の三十三第二項第二号の規定による計算書類等（同条第一項に規定する計算書類等をいう。）の謄本又は抄本の交付 第四十六条の二十六第二項第二号の規定による貸借対照表等（同条第一項に規定する貸借対照表をいう。）の謄本又は抄本の交付 第五十一条第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四條第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四條の四第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四條の七第二項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付 第五十四條の十一第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付
労働安全衛生法省令	第一条の二の八第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写 第十九条の二十四の二の九第二項第一号の規定による財務諸表等の閲覧又は謄写	医薬品、医療機器等の品質の確保性及び安全性の確保等に關する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に關する省令 医療機器の臨床試験の実施六条及び第七十八条において準用の基準に關する省令 産目録、貸借対照表、損益計算書、事業報告書その他の財務に關する書類の閲覧	厚生年金第八十四条第三項の規定による保険料の控除額の通知 生活衛生第三十六条第一項及び第二項（第五十条関係営業二条の十第一項及び第五十六條に關する運用のて準用する場合を含む。）の規定による適正化及る決算關係書類の提出 振興に關する法律 障害者の第七十四条の三第十五項第二号の規定雇用への促による財務諸表等の謄本又は抄本の進等に關交付 する法律 医藥品、第二十三条の十七第二項第二号の規定医療機器による財務諸表等の謄本又は抄本の請等の品質、求に係る交付 有効性及び安全性の確保等に關する法律 労働災害第二十六条第一項の規定による事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の提出 職業能力第六十八條第一項（第九十條第一項に關する促進において準用する場合を含む。）の規定開発促進による決算關係書類の提出 建築物に第七條の十第二項第二号の規定による建設的衛環境財務諸表等の謄本又は抄本の交付 生保に關する法律 家内労働第三條第一項の規定による家内労働手法（昭和帳の交付 四十五年法律第六十號 労働安全衛生法第五十條第二項第二号（第五十三條の三、第五十四條、第五十五條の二及び第七十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の謄本又は抄本の交付

[illegible]

第十三条第一項第二号及び第二項（これらの規定を第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十四条第二項第二号（第二十条及び第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第十六条第一号（第十九条から第二十一条までにおいて準用する場合を含む。）の規定による文書の配布	第十八条第二項第四号の規定による文書による提供	医療機器第二十八条第四項（第八十二条及び第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により要求事項を書面で製品の製示すること	造管理及第七十二条第二項第四号、第五号、及び品質管六号口及び第七号（これらの規定を第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第七十二条第二項第八号（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による連絡又は指示	第七十二条第二項第九号（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書の提供	第七十二条第四項（第七十二条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	医薬品の製造販売による意見の陳述	後の調査及び試験販売後調査等の結果の文書による報告の実施の基準に関する省令	第五條第三項の規定による文書による提供	第七條第二項において例によるものとされる医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第五十六條の規定による文書等の提出等
--	--	---	-------------------------	---	---	--	--	---	------------------	---------------------------------------	---------------------	--

第八条第一項第二号の規定による文書による報告	第八条第二項の規定による文書による報告	第九条第二号の規定による文書による報告	第十条第三項第二号の規定による文書による指示	第十条第四項の規定による文書による報告	医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管に關する省令	第十一条第一項第八号の規定による文書による報告	第十一条の三第一項第二号の規定による文書による報告	第十三条第一項第二号の規定による文書による報告	第十四条第一項第五号の規定による文書による報告	第十五条第一項第一号の規定による文書による報告	第十五条第一項第二号の規定による文書による報告	第十五条第二項の規定による文書による報告	第十六条第一項第三号の規定による文書による報告	第十六条第二項の規定による文書による報告	第十七条第一項第二号の規定による文書による報告	第十八条第一項第二号の規定による文書による報告	第十九条第二号の規定による文書による報告	第二十條第一項第一号の規定による文書の配付
------------------------	---------------------	---------------------	------------------------	---------------------	----------------------------	-------------------------	---------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	-------------------------	-------------------------	----------------------	-----------------------

第三十八条第九号の規定による文書による報告	第三十九条第一項第五号の規定による文書による報告	第四十一条第一項第二号の規定による文書による報告	第四十三条第一項第二号ロの規定による文書による報告	第四十三条第二項の規定による文書による報告	第四十四条第一項第二号の規定による文書による報告	第四十四条第二項の規定による文書による報告	第四十五条第二号の規定による文書による報告	第四十六条第一項第二号の規定による文書による報告	第四十七条第二号の規定による文書による報告	第四十八条第一号の規定による文書の配付	医療機器第十條第一項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書の提出	第二十一条（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書の提出	第二十四条第六項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による手順書の交付	第二十四条第七項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書の交付	第三十条第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定によるモニタリング報告書の提出	第三十一条第三項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による監査証明書の提出
-----------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------------	---------------------	--	--	---	--	--	---

第三十二条第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第四十一条第二項の規定によるモニタリング報告書の提出	第四十三条第二項及び第三項の規定による文書による通知	第五十一条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の提出	第五十一条第四項（第七十六條及び第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書による意見の提出	第五十一条第六項（第七十六條及び第七十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第五十一条第七項（第七十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第六十条第一項から第四項まで（これらの規定を第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による通知	第六十六條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による提出	第六十八條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第六十九條第二項及び第三項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第七十条第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	第七十一条第一項（第七十四條第三項、第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の交付	第七十五條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）
--	----------------------------	----------------------------	--	---	--	---	--	---	---	--	--	--	--------------------------------------

第六十八條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第六十九條第二項及び第三項（これらの規定を第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による報告	第七十條第一項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	第七十一條第一項（第七十四條第三項、第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による説明文書の交付	第七十五條第二項（第七十六條及び第七十八條において準用する場合を含む。）の規定による文書による説明及び同意	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令
---	---	--	--	---	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------